別表十四（九）　記載要領

１　この表は、通算法人が法第64条の14第１項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細」の各欄は、通算法人が令第131条の19第３項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第123条の８第２項第５号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十四（九）付表一　特定資産譲渡等損失額からの控除額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定資産の譲渡等による損失の額（別表十四(九)「1」）	1	円	特定資産譲渡等損失額 (1)－(2)	3	円
特定資産の譲渡等による利益の額（別表十四(九)「2」）	2				

特定資産譲渡等損失額からの控除額の計算

時価純資産超過額がある場合	時価純資産超過額 (13)－(14)	4	円	簿価純資産超過額がある場合	簿価純資産超過額 (14)－(13)	6	円
					控除未済欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額（別表七(二)付表四「10の計」）	7	
	特定資産譲渡等損失額からの控除額 (3)	5			前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額（前期以前の適用期間の別表十四(九)「5」）	8	
					特定資産譲渡等損失限度額 (6)－(7)－(8)	9	
					特定資産譲渡等損失額からの控除額 ((3)又は(別表十四(九)付表二「6」))－(9)（マイナスの場合は０）	10	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額等の明細

支配関係発生日	11	・　・	(12)の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額 (25の①)－(36の①)	13	円
支配関係事業年度の前事業年度	12	・　・ ・　・	(12)の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における簿価純資産価額 (25の②)－(36の②)	14	

資産				負債			
名称等		時価 ①	帳簿価額 ②	名称等		時価 ①	帳簿価額 ②
	15	円	円		26	円	円
	16				27		
	17				28		
	18				29		
	19				30		
	20				31		
	21				32		
	22				33		
	23				34		
	24				35		
計	25			計	36		

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）